

証券コード 7169

2020年6月9日

株 主 各 位

東京都新宿区新宿五丁目17番18号
株式会社NFCホールディングス
代表取締役社長 山 岸 英 樹

第21回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第21回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

近時、日本政府による緊急事態宣言など、新型コロナウイルス感染拡大防止のため政府や都道府県知事から外出自粛が強く要請される事態に至っております。この事態を受け、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施した上で、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、株主様と当社役職員の感染リスクを避けるため、本株主総会につきましては、書面により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日にご来場されないようお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月26日（金曜日）午後6時00分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月29日（月曜日）午前10時

2. 場 所 東京都新宿区歌舞伎町2-4-10

KDX東新宿ビル3F HALL A

3. 目的事項

報告事項

1. 第21期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第21期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

議 案 取締役4名選任の件

以 上

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎剰余金の配当につきましては、2020年5月18日開催の当社取締役会において、第21期期末配当として、1株当たり40円の配当を実施する旨決議いたしました。なお、第21期期末配当金の支払開始日は、2020年6月10日といたしております。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正事項について速やかにインターネット上の当社ウェブサイト (<https://nfc-hd.com/>) に掲載いたします。
- ◎当社は、法令により提供すべき書面のうち、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、次に掲げる事項は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://nfc-hd.com/>) に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知の提供書面には記載しておりません。
- ・事業報告のうち会計監査人に関する事項
 - ・事業報告のうち業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
 - ・事業報告のうち会社の支配に関する基本方針
 - ・連結計算書類のうち連結注記表
 - ・計算書類のうち個別注記表
- したがって、本定時株主総会招集ご通知の提供書面は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類または計算書類の一部であり、また、監査役及び監査役会が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類または計算書類の一部であります。

(提供書面)

事業報告(2019年4月1日から)
(2020年3月31日まで)**1. 企業集団の現況****(1) 当連結会計年度の事業の状況****① 事業の経過及び成果**

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）における経済環境は、企業収益や雇用・所得環境の改善、設備投資の増加等により、緩やかな回復基調が続いていましたが、消費増税による個人消費・設備投資の落ち込み、2020年に入り新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により、各国の経済活動に極めて大きな悪影響を及ぼしております。未だ感染症の収束時期を見通すことはできず、内外経済の更なる下振れリスクに注意が必要となっております。

このような中、当社グループは保険サービス事業を柱とした比較サイト、訪問や保険SHOP及びコールセンターによる販売網の連携強化、保険商品と親和性の高い生活関連商材等の販売・拡充に努めてまいりました。また、2019年10月1日に持株会社体制への移行を完了させ、グループ内の各事業会社間の意思決定の迅速化、組織再編等による事業シナジーの最大化、ガバナンスの強化等に取り組んでまいりました。

当連結会計年度の業績は、売上高が28,160百万円（前連結会計年度比0.6%増）となりましたが、継続的な収益の安定性をより確保するために、保険サービス事業における販売手数料の受取方法を更なるストック重視型に変更し、この影響等により営業利益が3,165百万円（同29.9%減）、税引前利益が3,013百万円（同29.4%減）となりました。親会社の所有者に帰属する当期利益は繰延税金資産の計上による法人所得税費用の減少により2,743百万円（同3.5%減）となりました。

当連結会計年度の新型コロナウイルス感染症の影響は、保険SHOPにおいて商業施設の営業自粛が2020年3月以降に時短営業や休業などの影響を受けておりますが、影響の出る期間が短期間であることから業績への影響は軽微であります。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

(保険サービス事業)

保険サービス事業におきましては、コールセンター・店舗・WEB・訪問の4つのチャンネルを通じて、保険募集活動を行っております。店舗と訪問による販売網を拡充しつつ、生産性の向上、収益の改善にむけて4つのチャンネルの販売網の連携強化に注力しております。当連結会計年度の売上高は19,359百万円（前連結会計年度比3.3%減）、営業利益は2,182百万円（同45.0%減）となりました。

(派遣事業)

派遣事業におきましては、派遣先企業へ保険募集活動等を行う専門的な従業員を派遣しております。労働力不足を背景に安定した需要があり、引き続き新規派遣先の開拓及び派遣人員の質を高めることによる派遣先企業での収益率の向上に注力しております。当連結会計年度の売上高は4,828百万円（前連結会計年度比3.2%増）、営業利益は1,024百万円（同3.4%増）となりました。

(ITサービス事業)

ITサービス事業は、(株)ウェブクルーが行う保険、引越し、車買取りなどの分野で運用する一括見積もり・資料請求サイト「保険スクエアbang! 自動車保険」「ズバット引越し比較」「ズバット車買取比較」を中心とした顧客情報提供サービスであります。当連結会計年度のITサービス事業の売上高は4,222百万円（前連結会計年度比17.7%増）、営業利益は447百万円（同118.4%増）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において重要な当該事項は行っておりません。

③ 資金調達の状況

当社は2020年3月31日付で、既存シンジケートローンの借換を目的として、株式会社みずほ銀行を主幹事とする7行からの協調融資により4,625百万円のシンジケートローン契約を締結いたしました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

当社は、2019年10月1日を効力発生日として、当社を持株会社化するために必要な一部の機能を除く当社が営む全ての事業を当社子会社の(株)ニュートン・フィナンシャル・コンサルティングに承継させる吸収分割を行いました。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

当連結会計年度において重要な当該事項は行っておりません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当連結会計年度において重要な当該事項は行っておりません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当連結会計年度において重要な当該事項は行っておりません。

(2) 直前3連結会計年度および当連結会計年度の財産ならびに損益の状況

区 分	第 18 期 2017年 3 月期	第 19 期 2018年 3 月期	第 20 期 2019年 3 月期	(当連結会計年度) 第 21 期 2020年 3 月期
売 上 高 (百万円)	28,053	27,504	27,995	28,160
営 業 利 益 (百万円)	5,277	5,060	4,514	3,165
税 引 前 利 益 (百万円)	5,139	5,053	4,267	3,013
親会社の所有者に 帰属する当期利益 (百万円)	3,228	3,866	2,844	2,743
基 本 的 1 株 当 た り 当 期 利 益 (円)	174.30	212.21	156.88	152.75
資 産 合 計 (百万円)	25,172	25,906	27,970	33,075
親会社の所有者 に帰属する持分 (百万円)	10,783	11,954	13,016	9,858
1株当たり親会社 所有者帰属持分 (円)	590.58	658.74	719.54	551.08

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社は株式会社光通信で、同社は当社の株式13,184,700株（議決権比率73.70%）を保有しております。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社ニュートン・フィナンシャル・コンサルティング	100百万円	100.00%	保険サービス事業
株式会社ウェブクルー	100百万円	100.00%	ITサービス事業
株式会社保険見直し本舗	100百万円	91.84%	保険サービス事業

- (注) 1. 当社の連結子会社は11社、持分法適用の関連会社は4社であります。
2. 資本金、議決権比率、主要な事業内容欄は、2020年3月末日現在の情報を記載しております。
3. 2019年5月27日付で分割承継会社として「株式会社ニュートン・フィナンシャル・コンサルティング分割準備会社」を設立しております。なお、2019年10月1日付で会社分割を実施し、「株式会社ニュートン・フィナンシャル・コンサルティング」に社名を変更しております。

(4) 対処すべき課題

人口の減少、少子高齢化や晩婚化、非婚化が進むことによる家族形成の変化により、お客様のライフスタイルとニーズは多様化してきております。また、販売チャネルの多様化により、お客様が複数の販売チャネルを比較し自由に商品を選択できる時代となっております。当社は、それぞれの販売チャネルの拡充と連携強化を図ることで、多様化するお客様のニーズに対応できる体制を構築しております。さらに販売チャネルの拡充以外にも、損害保険に強みを持つ代理店や少額短期保険会社を子会社化することで、販売商品の拡充を行い、企業価値の向上を図ってまいります。

また、甚大な影響をもたらしている新型コロナウイルス感染症の終息が長引く恐れがあり、保険募集への影響が見込まれますが感染症の拡大防止策から受ける影響が相対的には小さい通信販売の体制も再整備いたします。

(5) 主要な事業内容（2020年3月末日現在）

事業区分	事業内容
保険サービス事業	テレマーケティング及び訪問・店舗での対面販売による保険契約の取り次ぎ、販売
派遣事業	保険募集人有資格者の派遣
ITサービス事業	比較サイトの運営

(6) 主要な営業所（2020年3月末日現在）

① 当社

本 社	東京都新宿区新宿五丁目17番18号
-----	-------------------

② 子会社

株式会社ニュートン・フィナンシャル・コンサルティング	本社（東京都新宿区）、池袋、大阪、札幌、和歌山、仙台、盛岡、高岡
株式会社ウェブクルー	本社（東京都世田谷区）
株式会社保険見直し本舗	本社（東京都新宿区）、横浜、名古屋、大阪、等328店舗

(7) 使用人の状況（2020年3月末日現在）

① 企業集団の使用人の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
2,256名	332名増

- (注) 1. 上記従業員数に臨時従業員、契約従業員及び嘱託従業員の数に含まれておりません。なお、最近1年間における臨時従業員の平均雇用人数は907名であります。
2. 従業員の定年は、満65歳に達した月の末日としております。
3. 使用人数が前連結会計年度末と比べて、332名増加したのは、2020年1月1日付で株式会社E保険プランニングを連結子会社化したためであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
122名	870名減	35.2歳	8.3年

- (注) 1. 上記従業員数に臨時従業員、契約従業員及び嘱託従業員の数に含まれておりません。なお、最近1年間における臨時従業員の平均雇用人数は3名であります。
2. 従業員の定年は、満65歳に達した月の末日としております。
3. 使用人数が前事業年度末に比べて870名減少しておりますが、これは当社が持株会社体制へ移行したことによるものであります。

(8) 主要な借入先の状況（2020年3月末日現在）

借入先	借入額
シンジケートローン	4,625百万円
みずほ銀行	3,600百万円
三井住友銀行	2,500百万円

- (注) シンジケートローンは、株式会社みずほ銀行を主幹事とする計7行からの協調融資によるものであります。

(9) 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めがあるときの権限の行使に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の最重要課題と位置づけており、その方針としては、企業価値の向上とのバランスに配慮しつつ、収益状況に応じた利益還元を行うことを基本方針としております。

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2019年10月1日を効力発生日として、「(株)ニュートン・フィナンシャル・コンサルティング」から「(株)NFCホールディングス」に商号変更しております。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2020年3月末日現在）

- ① 発行可能株式総数 76,428,000株
- ② 発行済株式の総数 18,089,402株（自己株式200,068株を含む）
（注）2019年6月30日付で実施した自己株式の消却により、発行済株式の総数は前期比と比べて1,017,598株減少しております。
- ③ 株主数 835名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 光 通 信	13,184,700株	73.70%
S B I V e n t u r e s T w o 株 式 会 社	2,754,000	15.39
S B I ホ ー ル デ ィ ン グ ス 株 式 会 社	1,068,000	5.97
N F C 従 業 員 持 株 会	218,900	1.22
山 岸 英 樹	201,497	1.13
増 田 幸 太 郎	23,900	0.13
有 限 会 社 福 田 商 事	17,000	0.10
坂 本 幸 司	16,600	0.09
山 縣 正 則	11,800	0.07
S M B C 日 興 証 券 株 式 会 社	11,100	0.06

（注）1. 当社は、当事業年度末において自己株式を200,068株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2020年3月末日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 社 長	山 岸 英 樹	
常 務 取 締 役	山 縣 正 則	
取 締 役	大 和 田 征 矢	株式会社光通信 取締役
取 締 役	竹之内 洋 右	
常 勤 監 査 役	松 本 亜 三 雄	
監 査 役	大 嶋 敏 也	
監 査 役	平 田 英 之	公認会計士
監 査 役	小 竹 正 信	

- (注) 1. 取締役 竹之内洋右氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 平田英之氏及び監査役 小竹正信氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、竹之内洋右氏、平田英之氏及び小竹正信氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 取締役及び監査役の報酬等

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	3名 (1)	63百万円 (4)
監 査 役 (うち社外監査役)	2 (1)	6 (0)
合 計 (うち社外役員)	5 (2)	69 (4)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2014年5月20日開催の臨時株主総会において、賞与を含めた報酬として、各事業年度を対象とする年額200百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、2007年3月1日開催の臨時株主総会において、年額100百万円以内と決議いただいております。

③ 社外役員に関する事項

イ. 当事業年度における主な活動状況

	取締役会(18回開催)(注)		監査役会(13回開催)	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 竹之内 洋右	18回	100%	—	—
監査役 平田 英之	14回	79%	13回	100%
監査役 小竹 正信	18回	100%	13回	100%

(注)上記の取締役会のほか、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき取締役会決議があったものとみなす書面決議が6回ありました。

ロ. 取締役会及び監査役会における発言状況

各社外取締役及び社外監査役は、取締役会に出席し、主に会計的及び法的な見地等から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・公正性を確保するための提言等を行っております。また、各社外監査役は、監査役会に出席し、主に会計的及び法的な見地等から意見を述べ、内部統制システムの運用状況等について監査を行っております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と各業務執行取締役ではない取締役とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約において、業務執行取締役ではない取締役がその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、1百万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い金額を当該損害賠償責任の限度額としております。また、当社と各監査役とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約において、監査役がその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、1百万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い金額を当該損害賠償責任の限度額としております。

④ 当事業年度中の取締役及び監査役の異動

該当事項はありません。

連結財政状態計算書

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	13,154	流動負債	9,566
現金及び現金同等物	7,511	営業債務及びその他の債務	2,214
営業債権及びその他の債権	4,489	社債及び借入金	3,372
その他の金融資産	29	リース負債	1,517
その他の流動資産	990	未払法人所得税	213
小計	13,021	返金負債	202
売却目的で保有する資産	133	従業員給付	1,705
非流動資産	19,920	その他の流動負債	340
有形固定資産	1,838	非流動負債	12,807
使用権資産	4,292	社債及び借入金	8,098
のれん	9,384	リース負債	2,931
無形資産	1,143	その他の金融負債	1,017
持分法で会計処理されている投資	236	確定給付負債	387
その他の金融資産	1,800	引当金	373
繰延税金資産	1,176	負 債 合 計	22,374
その他の非流動資産	47	(資 本 の 部)	
資 産 合 計	33,075	親会社の所有者に帰属する持分	9,858
		資本金	2,237
		資本剰余金	374
		自己株式	△450
		利益剰余金	7,696
		非支配持分	842
		資 本 合 計	10,700
		負 債 及 び 資 本 合 計	33,075

連結損益計算書

(2019年4月1日から)
(2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	28,160
売上原価	14,262
売上総利益	13,898
その他の収益	389
販売費及び一般管理費	11,048
その他の費用	73
営業利益	3,165
金融収益	9
金融費用	130
持分法による投資損益（税引後）	△31
税引前利益	3,013
法人所得税費用	△3
当期利益	3,017
当期利益の帰属	
親会社の所有者	2,743
非支配持分	273

連結持分変動計算書

(2019年4月1日から)
(2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分						非支配 持分	資本合 計
	資本金	資本 剰余金	自己株式	その他の 資本の 構成要素	利益 剰余金	合計		
当期首残高	2,237	837	△1,572	－	11,513	13,016	464	13,480
当期包括利益								
当期利益	－	－	－	－	2,743	2,743	273	3,017
その他の包括利益	－	－	－	△28	－	△28	△0	△29
当期包括利益合計	－	－	－	△28	2,743	2,715	272	2,987
所有者との取引額等								
剰余金の配当	－	－	－	－	△1,349	△1,349	－	△1,349
連結範囲の変動	－	－	－	－	△3,690	△3,690	5	△3,684
支配継続子会社に 対する持分変動	－	△397	－	－	－	△397	99	△297
自己株式の取得	－	－	△435	－	－	△435	－	△435
自己株式の消却	－	△66	1,558	－	△1,492	－	－	－
その他の資本の 構成要素から利益 剰余金への振替	－	－	－	28	△28	－	－	－
所有者との取引額等 合計	－	△463	1,122	28	△6,560	△5,873	105	△5,767
当期末残高	2,237	374	△450	－	7,696	9,858	842	10,700

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	2,131	流 動 負 債	7,529
現金及び預金	696	短期借入金	1,500
売 掛 金	4	関係会社短期借入金	4,000
未 収 入 金	394	1年内返済予定の長期借入金	1,582
貯 蔵 品	0	未 払 金	376
前 払 費 用	153	未 払 費 用	5
そ の 他	881	未払法人税等	4
固 定 資 産	20,222	預 り 金	21
有形固定資産	244	賞 与 引 当 金	36
建 物	141	そ の 他	3
工具、器具及び備品	102	固 定 負 債	8,092
無形固定資産	45	長期借入金	8,092
ソフトウェア	45	負 債 合 計	15,622
投資その他の資産	19,932	(純資産の部)	
関係会社株式	15,985	株 主 資 本	6,731
関係会社長期貸付金	3,680	資 本 金	2,237
そ の 他	285	資 本 剰 余 金	2,137
貸倒引当金	△18	資 本 準 備 金	2,137
資 産 合 計	22,354	利 益 剰 余 金	2,791
		利 益 準 備 金	25
		その他利益剰余金	2,766
		繰越利益剰余金	2,766
		自 己 株 式	△435
		純 資 産 合 計	6,731
		負 債 純 資 産 合 計	22,354

損 益 計 算 書

(2019年 4 月 1 日から)
(2020年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		4,930
売 上 原 価		2,850
売 上 総 利 益		2,079
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,975
営 業 利 益		104
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	15	
受 取 配 当 金	5	
関 係 会 社 貸 倒 引 当 金 戻 入 益	137	
そ の 他	2	162
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	75	
財 務 手 数 料	29	
そ の 他	1	107
経 常 利 益		158
特 別 利 益		
関 係 会 社 債 務 保 証 損 失 引 当 金 戻 入 益	1,004	1,004
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	10	
そ の 他	0	10
税 引 前 当 期 純 利 益		1,152
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	11	
法 人 税 等 調 整 額	343	354
当 期 純 利 益		797

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から)
(2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資本剰余金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合 計
当 期 首 残 高	2,237	2,137	66	2,203	25	5,968	5,993
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当	－	－	－	－	－	△1,349	△1,349
当 期 純 利 益	－	－	－	－	－	797	797
自 己 株 式 の 取 得	－	－	－	－	－	－	－
自 己 株 式 の 消 却	－	－	△66	△66	－	△1,492	△1,492
分 割 型 会 社 分 割	－	－	－	－	－	△1,158	△1,158
当 期 変 動 額 合 計	－	－	△66	△66	－	△3,202	△3,202
当 期 末 残 高	2,237	2,137	－	2,137	25	2,766	2,791

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	
当 期 首 残 高	△1,558	8,876	8,876
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当	－	△1,349	△1,349
当 期 純 利 益	－	797	797
自 己 株 式 の 取 得	△435	△435	△435
自 己 株 式 の 消 却	1,558	－	－
分 割 型 会 社 分 割	－	△1,158	△1,158
当 期 変 動 額 合 計	1,123	△2,145	△2,145
当 期 末 残 高	△435	6,731	6,731

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月18日

株式会社NFCホールディングス

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 穴 戸 通 孝 ⑩

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 川 村 英 紀 ⑩

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 永 井 公 人 ⑩

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社NFCホールディングスの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、株式会社NFCホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、経営者が清算若しくは事業停止の意図があるか、又はそれ以外に現実的な代替案がない場合を除いて、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月18日

株式会社NFCホールディングス

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 穴 戸 通 孝 (印)
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 川 村 英 紀 (印)
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 永 井 公 人 (印)

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社NFCホールディングスの2019年4月1日から2020年3月31日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第21期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた「監査役監査基準」に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月18日

株 式 会 社 N F C ホ ー ル デ ィ ン グ ス 監 査 役 会

常 勤 監 査 役 松 本 亜 三 雄 (印)

監 査 役 大 嶋 敏 也 (印)

社 外 監 査 役 平 田 英 之 (印)

社 外 監 査 役 小 竹 正 信 (印)

以 上

株主総会参考書類

議案 取締役4名選任の件

取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
1	やま ぎし ひで き 山 岸 英 樹 (1967年3月6日)	1996年4月 (株)光通信入社 2001年11月 (株)インフォサービス 代表取締役 2001年11月 (株)ジェイアント・エイコーポレーション 代表取締役 2002年11月 (株)ピーティエントシー 代表取締役 2002年11月 (株)ジェーティー・シー 代表取締役 2005年12月 (株)HGパートナーズ 代表取締役 2007年1月 フロンティア(株) 代表取締役 2009年8月 当社 代表取締役社長（現任） 2014年12月 (株)ウェブクルー 取締役（現任） 2014年12月 (株)保険見直し本舗 取締役 2016年6月 みつばち保険グループ(株) 取締役 2017年4月 (株)Patch 取締役 2019年4月 (株)TSLABO 取締役 2019年6月 (株)保険見直し本舗 代表取締役（現任） 2019年6月 プラス少額短期保険(株) 取締役（現任） 2019年5月 (株)ニュートン・フィナンシャル・コンサルティング 分割準備会社 （現:ニュートン・フィナンシャル・コンサルティング）代表取締役 2020年2月 (株)E保険プランニング 代表取締役（現任）	201,497 株
2	やま がた まさ のり 山 縣 正 則 (1975年4月1日)	1998年4月 (株)光通信 入社 2006年1月 (株)リンク 代表取締役 2006年12月 (株)M&Aクリエイション(現:株)ユニバーサルライン) 代表取締役 2007年1月 フロンティア(株) 取締役 2009年8月 当社 取締役 2014年12月 (株)ウェブクルー 取締役（現任） 2014年12月 (株)保険見直し本舗 取締役（現任） 2015年6月 当社 常務取締役（現任） 2015年7月 (株)オネストビジネスコンサルティング 代表取締役 2016年2月 (株)未来貯金 取締役 2016年6月 みつばち保険グループ(株) 取締役 2017年4月 (株)Patch 取締役 2017年4月 Newton Reinsurance Inc. 取締役 2018年5月 (株)Patch 監査役（現任） 2019年2月 (株)保険ダイレクト 取締役（現任） 2019年5月 (株)ニュートン・フィナンシャル・コンサルティング 分割準備会社 （現:ニュートン・フィナンシャル・コンサルティング） 取締役 2020年1月 東京海上あんしんサポート(株) 取締役（現任） 2020年4月 (株)ニュートン・フィナンシャル・コンサルティング 代表取締役 （現任） 2020年4月 (株)TSLABO 取締役（現任）	11,800株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の数 株式数
3	おおわだ せい や 大和田 征 矢 (1974年1月13日)	1996年4月 (株)光通信入社 2008年4月 同社TMC事業本部長 2008年6月 同社取締役 2009年7月 同社上席執行役員 2011年4月 同社商品企画事業部長(現 コンテンツ事業本部長) 2018年6月 同社取締役(現任) 2019年2月 (株)アクトール社外取締役 2019年6月 当社 取締役(現任) 2019年6月 (株)保険見直し本舗 取締役(現任) 2019年6月 さくら損害保険株式会社取締役(現任)	一株
4	たけの うち よう すけ 竹之内 洋 右 (1944年3月14日)	1968年4月 日本生命保険相互会社 入社 1991年4月 日本生命保険相互会社 松本支社長 1996年4月 日本生命保険相互会社 福岡総支社長 1998年6月 社団法人生命保険協会 事務局長 1999年7月 社団法人生命保険協会 理事事務局長 2000年8月 金融庁から改正前保険業法上の保険管理人の業務を行う者に任命され保険会社の破綻処理にあたる。 2006年10月 エーオンアフィニティジャパン(株) 顧問 2012年6月 当社 社外取締役(現任)	一株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 竹之内 洋右氏は、社外取締役候補者であります。
3. 竹之内 洋右氏を社外取締役候補者とした理由は、保険会社、生命保険協会で経験を積んでおり、保険業界に関する相当程度の知見を有するため、会社経営を統括する十分な見識を有しておられることから、その幅広い見識を当社業務執行に反映していただくため、社外取締役候補者いたしました。
4. 社外取締役候補者である竹之内 洋右氏が社外取締役に就任してからの在任期間は、8年であります。
5. 竹之内 洋右氏および大和田 征矢氏と当社は責任限定契約を締結しており両氏の再任が承認された場合、当該責任限定契約を継続いたします。その内容の概要は次のとおりです。
- ・業務執行取締役ではない取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、金100万円又は法令が規定する最低責任限度額のいずれか高い額を限度額として、その責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、業務執行取締役ではない取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
6. 当社は、竹之内 洋右氏を、東京証券取引所が定める独立役員として同証券取引所に届け出ております。本議案が原案通り承認可決された場合には、竹之内洋右氏は引き続き独立役員となる予定です。

以上

メ 毛

[illegible]

メ 毛

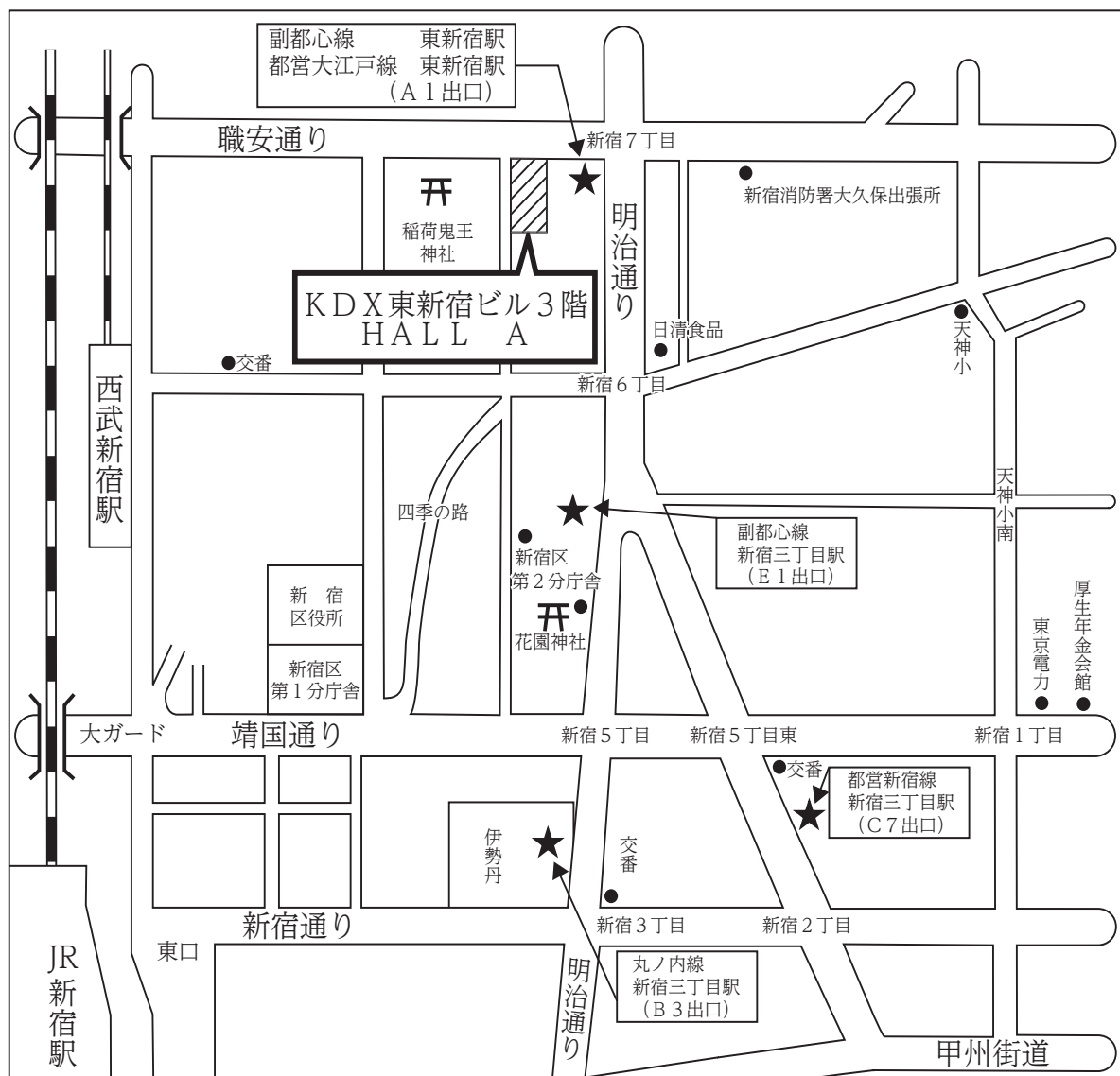
[illegible]

株主総会会場ご案内図

会場：東京都新宿区歌舞伎町 2-4-10

KDX東新宿ビル 3階 HALL A

TEL 03-6233-0300（当社の代表電話に繋がります。）



〔最寄駅〕

- 都営大江戸線・東京メトロ副都心線/東新宿駅 A 1 出口（徒歩 1 分）
- 東京メトロ副都心線・丸ノ内線・都営新宿線/新宿三丁目駅 E 1 出口（徒歩 8 分）
- J R 線/新宿駅 東口（徒歩 12 分）
- 西武新宿線/西武新宿駅 北口（徒歩 10 分）

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。